

令和4年度 第1回大東市総合教育会議 議事録

1. 開催日時 令和4年4月4日(月)午後4時30分 ~ 午後5時45分

2. 開催場所 大東市役所 本庁2階 委員会室

3. 出席者(6人)

- ・大東市長 東 坂 浩 一
- ・教育長 水 野 達 朗
- ・教育委員 太 田 忠 雄
- ・教育委員 田 中 佐知子
- ・教育委員 齊 藤 めぐみ
- ・教育委員 中 野 健一郎

4. 事務局等出席者(14名)

- ・教育総務部長 北 本 賢 一
- ・学校教育政策部長 伊 東 敬 太
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由 美
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉 谷 明 子
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦 田 雄 一
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村 島 正 浩
- ・学校教育政策部企画・教職員課長 花 澤 秀 之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課 川 阪 栄 介
- ・学校教育政策部教育研究所課長兼所長 浅 井 裕 子

- ・政策推進部長 東 克 宏
- ・政策推進部総括次長兼行政サービス向上室課長 田 中 知 子
- ・政策推進部戦略企画課長 福 田 悦 子
- ・政策推進部戦略企画課 富 田 咲 希
- ・政策推進部公民連携推進室課長 萩 原 一 行
- ・政策推進部公民連携推進室上席主査 宮 本 歌奈子

5. 案件

①公民連携教育事業について

②その他

・いじめ等について

6. その他

傍聴者 0名

7. 発言要旨

【事務局】

それでは、皆さまお揃いですので、これより令和4年度第1回大東市総合教育会議を開会いたします。

この会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4に基づき、市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して本市の教育行政に取り組むために開催するものでございます。本会議におきましては令和2年度に教育大綱の改訂やオンライン学校の検討についてなどをご議論いただきましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況もございまして、開催しておりませんでしたので、約1年ぶりの開催となります。中野委員につきましては新たに教育委員に就任され初めての総合教育会議へのご出席となります。よろしく願いいたします。

それでは開会に当たりまして、市長からご挨拶申し上げます。

【東坂市長】

皆さん、こんにちは。ただいまご案内がありましたとおり、この総合教育会議は市長が主宰の会議でございます。教育マターに対しまして市長部局と一体となって教育の進展、発展、また拡大、内容の充実、教育の向上、こういったものを図っていくとして平成27年度に設置された会議体でございます。折しもコロナの大きな混乱の中で、教育にも大きな混乱がもたらされる中、この総合教育会議の開催も思うようにいかず、本日司会からもありましたように1年以上のブランクがある中での開催となっております。

一方で、教育はそういった沈滞が許されるわけではございませんので、コロナ禍においても教育においては、さらなる発展、また充実を多角的に多方面からアプローチされてきた現状がございます。中でもGIGAスクールが進展していく中、本市においては今の教育をどう評価するのか、またこれからの教育をどのような方向に進めていくのか、こういったところを委員の皆さまと議論を進めていきたいと考えているところです。この総合教育会議が、現在向かうべき方向や到達すべきゴールなどについて、しっかりと意見の集約を図ることのできる場になればいいかと思っておりますが、まずはブレインストーミング的に委員の皆様に関連にご意見いただき、それを拝聴するところから進められればと感じているところでございます。学びの多様性、また個別最適な学び、そういったワードが最近頻繁に出されております。そのことを踏まえた本市の方向性についてしっかりと議論していきたいと思っております。

その方向性に向かうものとして、公民連携教育というものがひとつ本日のテーマとなっております。事務局よりしっかりと説明していただく中で、理解を深めていただき、求めるもの、期待するもの、防ぐべき内容、こういったものについて各委員の意見をお聞かせいただけたらと思っておりますので、どうぞ本日はよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。議題に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

《資料確認》

では、早速進めてまいります。

本日は、お手元の次第にもありますとおり、公民連携教育事業について、ご議論賜りたいと考えております。公民連携教育事業につきましては、この後詳細をご説明させていただきますが、令和2年の第1回総合教育会議におきまして、「新たな学びの選択肢」や「オンラインを活用した学校」について検討を始めてはどうかということになり、議論を進めてまいりました。令和2年度の総合教育会議においても進捗をご報告させていただいておりますが、この度令和4年の3月議会におきまして、公民連携教育にかかる実施方針が議決されたことを受けまして、本日ご報告をさせていただくとともに、ご意見を頂戴したいと考えております。それでは大東市総合教育会議運営要綱の規定により、議長は東坂市長に務めて頂きます。それでは、市長、進行をよろしく願いいたします。

【東坂市長】

それでは議事に入らせていただきます。3月議会においてご議決いただいたものが公民連携教育実施方針でございます。公民連携事業が多方面で進んでいる中で、教育マターとして切り口を見出したものが、公民連携教育事業ということでございます。それでは、資料に基づき事務局より説明をお願いします。

【事務局】

公民連携教育事業の詳細説明の前に、資料の流れについて全体的なご説明をさせていただきます。1枚目につきましては、左側上段で公民連携教育事業を検討するに至った経過を記載しており、左側下段から右側上段にかけて、公民連携スクールの全体像について記載しています。また、右側の下段につきましては、事業の形態や運営体制を記載しております。ここまでが1枚目の資料となっております。

2枚目につきましては、左側の上段に、これから民間事業者に対してどういった内容で本スクールの事業者公募をかけていくのかを記載しております。次に左側下段から右側上段にかけて、スクールのカリキュラムや時間割のイメージを記載しています。右側中段には、令和5年4月の開校に向けまして、今後のスケジュールを記載しております。最後にその他といたしまして、教育委員会事務局や各学校に協力やお願いしたいことを記載しております。それでは1枚目に戻っていただきまして詳細をご説明させていただきます。

令和2年8月4日に開催されました第1回総合教育会議におきまして、新たな学びの選択肢や、オンラインを活用した学校について検討する場が設置されたことを契機に、公民連携教育について検討を進めてまいりました。

令和3年1月21日、令和3年3月14日におきまして、2回デザインという会議を開催しております。こちらは、教育の有識者と意見交換を行うもので、その会議の中では、「個別最適化の学びを進めていく上で、学びをカスタマイズする能力や情報を的確に子どもに提供できる能力が、大人いわゆる教師には必要とされる」というご意見や、「オンライン一辺倒ではなく物理的に集まる空間も必要である」というご意見をいただいたところでございます。

これを受けまして、子どもの多様な価値観、子ども一人ひとりの考え方に基づいた学び方で学べるよ

うな、新たな学びを選択できる教育環境「公民連携スクール」を整えることが必要との考えに至りました。そして、大東市公民連携に関する条例に基づきまして、本市が実施方針案を作成し、特定公民連携事業審査会への諮問・答申を令和4年2月2日に行いました。審査会では、本事業が、公と民が連携し、民間事業者の質の高いプログラムや、経営ノウハウで教育事業を進めていく取組であるとして、特定公民連携事業として位置付ける、との答申をいただいたところでございます。答申の内容の抜粋を資料に記載しておりますが、事業が単発にならないよう、市が負担する予算を中長期で確保すること、事業運営が凍結しないよう安定的な事業スキームを構築すること、またスクールの運営や教育の質を担保する審査機関を設けること等を答申としていただきました。これを受けまして、3月議会に実施方針案を上程いたしまして、議会の議決をいただいたところでございます。

今後の流れとしましては、令和4年4月以降、公募型プロポーザルを実施する予定でございます。こちらは、実施方針に基づきまして、民間事業者から、公民連携スクールの企画提案を募り、本市と連携してスクールを運営する事業者を募集するものでございます。

では、公民連携スクールの全体像についてご説明をさせていただきます。本事業は、人材育成と地域資源の活性化の2つの観点から、「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」に資する公民連携事業として、本市にある公立の8中学校にプラスして、新たな枠組みの学校を設置することを最終目標とし、その前段階で、オルタナティブスクールいわゆるフリースクールの形態で公民連携スクールの開講をめざすものでございます。公民連携スクールの対象は大東市内在住の中学生を想定しております。スクールの位置付けは、学校教育法第1条に規定する学校ではございません。

続きまして公民連携スクール全体像②をご覧ください。このスクールでは、卒業までに中学生に身につけてもらいたい項目として、「自己認識ができる」「チャレンジ精神がある」「行動力がある」「意思表示ができる」、とさせていただいております。卒業後のキャリアにおいて、どの分野に進む場合にも共通して必要となるものであり、これからの時代を生き抜くための基礎力となるものであります。また、これらは大東市立中学校がめざす卒業後の生徒像と同じだと思えます。しかし、現行の制度では、同時に、同一学年に、同じ速度で同じ内容を教えることを前提とした仕組みになっており、現行制度が合致せず、十分に能力を発揮できない生徒さんがいらっしゃるかと考えております。そういった生徒さんのために、新たな枠組み、公民連携スクールを提供したいと考えているところでございます。

大東市立中学校とは別に、フリースクールの形態の学校を設置し、学校に通うという1択のお子様たちに、別の選択肢を提供したいと考えているところでございます。

事業形態のご説明をさせていただきます。公民連携スクールの設置を大東市が支援し、運営は民間事業者が担います。運営に対しまして、義務教育を担う部分は、大東市の方から財政措置を行います。民間事業者は、金融機関融資や民間の独自事業の収入、自己資金を確保してもらうことを想定しております。

公民連携スクールで実施する学習プログラムにつきましては、地域資源の活用や地域企業との連携、また外部の専門家や団体等と連携し、質の担保を図るものとしております。

続いて、公募プロポーザルをする案をお示しさせていただいております。スクールの形態は大東市が設置を支援し、民間事業者が運営を担う公民連携スクールでございます。形態は、全日制的オルタナティブスクール、フリースクールの形態です。開校予定時期は令和5年4月をめざしております。対象者は大東市内在住の中学生です。大東市の学齢簿に記載されていること、また生徒が入学を望んでいるこ

と、他の子どもや大人と対話・協働ができること、最後に保護者が公民連携スクールの方針をよく理解し、運営に協力できることなどを条件にしたいと考えております。生徒の身分は大東市の公立中学校に籍を置きながら、スクールへ通学することになります。在籍校での出席の扱いや、学習評価認定につきましては、各学校との連携を図りながら、市全体で一人ひとりの進路をサポートできるよう、調整してまいります。

定員は、初年度は20名を想定しております。

このスクールでの一部の教育コンテンツにつきましては、スクールに通う生徒だけではなく、その他の市内外在住のお子様たちが利用できるように、民間事業者とともに検討してまいりたいと考えております。入学選抜につきましては、本事業の趣旨や学習方法が、志願者や保護者の希望と合致しているかを見極めることとなりますので、単にペーパーテストの点数で可否を決めるのではなく、対面を基本とした選抜方法を実施したいと考えております。

実施拠点は大東市内に学びの拠点を確保し、スクーリングを実施する予定です。本スクールの、特に基礎学習部分につきましては、インターネットを活用した学びを基本としておりますが、対面での学びやサポートについても重要であることから、実施拠点を設置した上でスクーリングを行うことを想定しております。進路につきましては、卒業後の多様な人生の選択肢を示し、一人ひとりの人生設計に寄り添った支援を行う体制を整備いたします。

スクールのカリキュラムについてご説明をさせていただきます。スクールのカリキュラムは、個人で進める基礎学習、選択プログラムプロジェクトの他に、集団で実施する共同プロジェクトやワールドオリエンテーション、他校との交流などのカリキュラムを進めていきます。午前中は基礎学習、午後から探求学習の予定です。

公民連携スクールは学校教育法第1条の学校ではありませんが、大東市立中学校と同じように、一般社会人として生活する上で必要な基礎的な知識・技能・態度を習得させる普通教育を実施する予定でございます。学習指導要領を公民連携スクールの教育課程、カリキュラムを編成する際の基準の一つとして参考にしております。中学5教科につきましては、例えば人工知能を搭載したAI型ドリル教材を使用するなど、ICTを活用した個別最適化の仕組みを提案してもらう予定です。例えば戻り学習、先取り学習、個別習熟度に合わせた学習進行が可能なツールの活用なども考えております。また、実社会の学びとして、様々な課題を発見、解決する探究的な学習機会をカリキュラムに盛り込むこととしております。

学習計画は生徒自身が作成し、自らの学びを自らデザインすると共に、学校運営についても、生徒自身が考え、共に作り上げる予定です。ここまでの、公立の中学校でも、既に同じことができているのではないと思われるかもしれませんが、この公民連携スクールは、大東市立中学校で実施するものとは異なる、実験的・先導的な教育の取組や仕組みを実施する予定でございます。

内容につきましては、公募型プロポーザルで、民間事業者に提案をしてもらう予定でございます。教育委員会、学校は大きな組織であるため、すぐに新しいことを一部の学校だけに実施するなどは、制度的にも難しい仕組みになっていると考えております。公民連携スクールは実験的、研究的に大東市立中学校で取組ぶらいことを、カリキュラムとしてまいりたいと考えております。スクールで実施した内容につきましては、大東市の教育財産でもあることから、実施内容や、カリキュラムについて効果や改善点を評価し、大東市教育委員会や学校へのフィードバックをしていく仕組みを構築してまいります。そ

うすることで、市長部局も一体となり、教育の一層の推進を図っていけるものと考えているところでございます。

今後のスケジュールをご説明させていただきます。令和4年2月2日に特定公民連携事業審査会、令和4年3月議会で実施方針案を上程し、議決を賜ったところでございます。令和4年4月に民間事業者の公募を実施いたしますが、公募の前にヒアリングを行い、公募に応募いただいた民間事業者の提案について審査を実施する予定でございます。プロポーザル審査委員会は7名で組織し、有識者や大東市の所管部長を委員とする予定でございます。

事業者の決定は5月末を予定しているところでございます。6月からは、民間活力導入調査業務委託を民間事業者の方に発注させていただきまして、収支計算、事業計画、実施体制、カリキュラムなどを令和5年4月に向けて、作り込んでいきたいと考えているところでございます。12月議会では、関連予算を計上する予定で、令和5年4月に公民連携スクールを開校できればと考えております。

最後にその他といたしまして、公民連携スクールの開設に向けては、義務教育制度を前提にする必要があることから、義務教育として満たすべき条件や制度について、設計段階において教育委員会事務局及び各校とも協力をしてまいりたいと考えているところでございます。説明は以上です。

【東坂市長】

ありがとうございます。本来ここから意見交換に入りたいのですが、説明が一気に全資料にわたりましたので、委員の皆さまと整理をさせていただきたいと思います。まず1枚目の資料の左半分の間で、説明に対するご質問ですとか、不明な点、確認しておきたい点は、ございませんでしょうか。ここまでご理解いただけますでしょうか。

では私から1点、公民連携スクールの全体像の中で、2行目の後ろから「新たな枠組みの学校を設置することを最終目標とする」となっていますね。今回設置する学校は、最終目標の学校ではなく、前段階として設置するものであるということですね。この辺の関係がよくわからないんじゃないかなと思うんですけども、最終目標とする学校がどういうもので、そのために置く今回の学校がどういう位置づけかということについて、説明できますか。

【事務局】

はい。最終目標の学校は、学校教育法第1条に規定され、その学校に子どもたちの籍を置き、その学校に通うことで出席が認められる学校が最終目標と考えております。今回進めるスクールにつきましては、オンラインの教育、時間割に縛られない、通学だけでなく、オンラインで家庭でも教育を受けられるというような内容を組みたいと思っておりますが、通信制の学校は、まだ法律の方で、学校教育法第1条の学校としては認められておりませんので、現在はフリースクールという形で運営することになります。

【東坂市長】

つまり最終目標として設置する学校は、今から設置する学校と内容は変わらないけれども、1条校として認められる学校なんだ、ということですね。

最終目標は1条校であるから、8校に加えて9校目の学校を創るんだと聞こえるけれど、そうではな

くて、今から作る学校はまだ1条校として認められてないけれども、認められるところをめざすんだということですね。

もう一つ、経過の中の四つ目の段落で、民間事業者の質の高いプログラム、あるいは経営ノウハウとありますけれども、民間事業者の質の高いプログラムや経営ノウハウというのはこの時点で期待できるものなんでしょうか。

【事務局】

令和4年2月2日の審査会の段階では、まだ一緒に組むパートナーの民間事業者が決まっておりませんでした。これから公募をして民間事業者を決定する予定でございます。ですので、この段階で内容は決まっておりませんので、それが期待できる民間事業者と公と一緒に組むことで、教育に新たな質の高いプログラムや経営ノウハウを入れることができるとして、特定公民連携事業として位置付けするという答申をいただいたところです。

【東坂市長】

ということはその答申を受けた以上は、今回の募集に応募されてくる事業者に、質の高いプログラムや経営ノウハウがなければ、なかなかこの実行は難しいと裏返して言うということですね。

他に1ページ目のご質問はございますか。

【中野委員】

1ページ目の右半分です3点質問させていただきたいんですけども、1点目は、この参考資料の参考のところに、不登校傾向にある子どもを入られた理由について、2点目が、日本財団の『不登校傾向にある子どもの実態調査(2018)』において、不登校傾向にある現中学生と卒業生に「学びたいと思える場所」を尋ねたところ、「自分の好きなことを突き詰めることができる環境」の回答が多かったということなんですけど何%の回答があったのか、3点目は、義務教育を担う部分については市の財政で、それ以外の部分に関しては、この民間企業が賄うということなんですけど、生徒数20名で運営するのに必要だと想定されている額はいくらか、以上3点の回答をお願いします。

【事務局】

不登校傾向の子どもについては、文科省が定義する不登校状態になっているお子さんの数と、不登校にはなっていないけれども不登校傾向にあるお子さんの数を比較できる調査の中で、学校自体には今通っているけれども、やはり息苦しさを感じている、通学がしんどいと思われるお子さんが一定数いるという調査結果が出ております。そういったところから、今回のスクールに関しましても、不登校の子どもたちを直接のターゲットとはしてはいないですが、不登校になりそうだと考えられるお子さんたちに、新しい、別の選択肢を提供したいということも事業の趣旨としてありますので、今回資料に記載させていただいています。

次に「自分の好きなことを突き詰めることができる環境」と回答した割合についてですが、日本財団の調査では、全体148人のうち67.6人のお子さんが、好きなこと、知りたいことを突き詰めることができるという環境であれば、学びたいと思えると回答しておりますので、やはりお子さんたちが、現

行の学校で辛いとか、勉強しづらいと感じており、そのお子さんたちに、好きなことを突き詰められるような教育環境を提供することができれば、不登校にならずに勉強が続けられるような環境というのを提供できるのではないかと思います。

義務教育を担う市の財政の部分ですけども、こちらは、民間事業者がまだ決まっていないので、きちんとした額は算出できておりません。義務教育を担う部分のイメージですが、例えば5教科のA I教材を民間事業者に導入していただくということであれば、それが義務教育部分であれば、実際に学校の先生がいらっやってそこで授業を教えているというものになりますので、A I教材を入れるような費用というのは大東市で持つというイメージで考えているところでございます。

ただ先ほどありました、質の高い教育プログラム、探求学習、民間事業者がスクーリングで拠点を設置される場合の費用、日々のスクーリング拠点の運営費用という民間事業者さんのノウハウや公立の学校でやっていないような特別なプログラムを実施する部分に関しましては、大東市ではなく民間事業者の方で自己資金調達をしていただこうと思っているところです。

【東坂市長】

資料1枚目の右側で、大東市立中学校とめざす卒業後の生徒像は同じ、ということを確認に記入していただいています。つまりここで挙げている4つの項目は、市立中学校とめざす卒業後の生徒像が一緒だということを、はっきりと明言しているのですが、伊東部長、公立中学校にも、この4項目をはっきりと明記するような全体像というものはあるんですか。

【伊東部長】

私の知る限り、全く同じ項目ということではないですが、学校ごとにめざす生徒像というものは存在します。ここで挙げられている項目の内容に、特に違和感を持つということはありません。

【東坂市長】

この4点については、市立の既存中学校のめざす生徒像に方向性は違わない、逸脱しない、という意味合いでよいでしょうか。

【事務局】

はい。書きぶりなどは学校によって違うかと思いますが、めざしている先としては同じという意味合いで記載しております。

【東坂市長】

分かりました。それでは2ページ目の左半分でご不明な点やご質問はございませんか。

【田中委員】

少し戻りますが、1ページ目左の全体像①で「本事業は、「人材育成」と「地域資源の活性化」の2つの観点から、「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」に資する公民連携事業として、本市にある公立8中学校にプラスして、新たな枠組みの学校を設置することを最終目標とし、その前段階でオルタ

ナティブスクール（フリースクール）の形態で、公民連携スクールの開校をめざすもの。」とあります。「人材育成」というのは、スクールの中でやっていくのだろうということは分かるのですが、「地域資源の活性化」という観点でどのようなことをしていくということが、全体を見てわからないのでご説明いただけますか。

【事務局】

地域資源の活性化につきましては、私共は大東市の公民連携推進室という部署でして、まちづくりを主としている部署になっております。

この事業では人材育成、人作りにプラスして、まちづくりという観点を入れたいと思っているところがございます。例えば大東市には、産業であったり、観光であったり、歴史・文化等、様々な地域資源がございます。そういったものを活かした学びのカリキュラムを作成し、それを新たな産業として興していくことを考えたり、地域の民間事業者と連携した新たな地域産業の活性化の内容をスクールのカリキュラムの中に入れ込むようなことを考えておりますので、地域資源の活性化という項目を入れております。

【東坂市長】

人材の育成と割と同義語になっていますよね。本市の教育の基本理念として「まちづくりは人づくり、人づくりは教育から始まる」、これを言い続けているわけですが、そのことが反映されているという理解でいいのかなというふうに思います。

【中野委員】

2枚目の左側に記載のある事業内容についてまだ腑に落ちていない部分があります。「対象者」という項目がありますが、ターゲット顧客は誰なのかというところを教えて欲しいのが1点目。2点目に「定員」の項目で記載のある「大東市が保証する生徒人数は20名」の「保証する」とは何を指しているのか、以上2点について教えていただきたいです。

【東坂市長】

この辺の整理が少ないとなかなか議論に入れませんか。事務局に一つ一つブレイクダウンしていただきたいと思いますが、まず一つ目、ターゲット像についてのお話はいかがですか。

【事務局】

ターゲットにつきましては、資料では大東市内在住の中学生と書かせていただいておりますが、公民連携スクールというのが、通常の学校に行かずにこちらの学校に通っていただくというものになりますので。そういったスクールの運営体制や、カリキュラムも各教科の学校の先生がいて教えてくれるというのではなく、AIドリルや、通信の教育、探求の教育という普通の学校とは少し違うカリキュラムを行う予定ですので、そういったカリキュラムにもご理解いただき、それを学びたいと思うお子さんをターゲットにしたいと考えているところです。

定員を保証する人数につきましては、大東市が財政的に支援するお子様ということで20名を想定し

ております。20名分の学校運営・義務教育に係る費用は大東市が財政措置をいたします。スクールを運営する民間事業者の方で20名ではなく、例えばプラス5名で25名を定員にしますという場合、大東市外のお子さんを想定しておりますが、その5名分については民間事業者の方で負担いただくものと思っております。

【東坂市長】

つまり、2点目は入学を保証するというよりは、3年間20名は市が就学を保証するという意味ですね。

1点目ですが、中野委員のご質問の中で、不明なポイントはおそらく次の点かと思います。1ページ目ではめざす生徒像や、対象の事を言っており、入りたい人の要素と入れたい人の要素をどちらも必要な要素として記入していました。ところが、2ページ目になると、入りたい人を入学させますよというニュアンスにトーンダウンして、こういう人たちに入ってもらいたいというところが、消えてしまっています。ターゲットの不明瞭さが、中野委員の質問の要点かと思うのですが、これについては現段階でまだ決まっていないから言いにくいというところもあろうかと思いますが、もう少し噛み砕いて説明できますか。例えば、この子は今精神的に不安定で、通常の学校に行くと不登校等さまざまなリスクもあるので、ぜひこの学校の方でという保護者や先生方からの推薦を受け入れるのかなどといったことはあるでしょうか。

【事務局】

ターゲットにつきましては、現在の公立学校のお子さんたちを取ってくるというイメージではなく、現行の公立学校に通うことに対して、息苦しさを感じているお子さんや、何か合わないなと疑問を持っていらっしゃるお子さんたちを対象にしたいと思っております。まだスクールの運営実績がない時期は、スクールのカリキュラムを見て実際に行きたいと思って入って来られる保護者さんたちは出てこない、正直思っているところがございます。ですので、初めは公立の学校がなかなか合わないと思ってお子さんたちの新たな選択肢という形で、このスクールを提供できたらと思っております。

【中野委員】

1ページ目の右側で、なぜ「不登校」を記載したのかという質問をさせていただいたのですが、2ページ目左側の概要では一切触れていないですよ。聞いている側からすると、点と点が線で結ばれず、点在している状態で、なかなか整理がつかなかったのも、もし今、先ほどお答えになったのが理由であるならば、混乱を与えてしまうので、1ページ目右側の「不登校」の文字は消した方がいいと思います。そして別の資料をつけた方がわかりやすいのではないですか。

【東坂市長】

事務局側は、事業者がどのような提案をしてくるのかまだ明確でないので、守備範囲を広げて書いているところがあると思うんですね。ですから、この説明を聞くと、中野委員のように少し混乱を招くのだと思います。そこを整理した形で事業者に提案をしていただければ、点と点が線で繋がると思うのですが、逆に言いますと、事業者にこういう提案をお願いしたいというような点があれば、今日この場で

委員の皆さんからご意見を聞きたいなと思っているところでもあります。

では他に整理すべき疑問点がありますでしょうか。

【中野委員】

2 ページ目の右半分が、探究的な学習機会というのがイメージできなくて、例えばどのような探究的な学習機会が存在しているのか教えていただきたいです。

【事務局】

例えば「環境」のように1つのテーマを挙げて、そのテーマに関してグループでディスカッションしながら解決策を考える、グループではなく個人が気になるものを1つテーマとして挙げ、そのテーマを深く学ぶ過程で、先生方や専門家の方々にご意見をいただきながら内容を深めていく、というようなカリキュラムをイメージしております。

【中野委員】

今のお話ですと、5教科のカテゴリーに分けられたものを探求するのかなというイメージがありますが、それだとこの事業の趣旨から離れていく気がします。一般の中学校ではできないけれど、ここの学校ならできる可能性のある探求的な学習機会の例があれば、イメージしやすいかと思います。例えば極端な話ですが、プロ野球選手をめざす子どもにとって、この学校が意味を成すのであれば一般的な学校とは違うということがなんとなくイメージできます。それも探求といえば探求です。そうすると極端な議論になってしまうので、そうではなく、5教科のイメージであれば一般の中学校でできるイメージがあるのですが、そうでない探求的な学習がひとつでも入っていると、少しイメージが膨らむと思うのですが、そのような例はありますか。

【東坂市長】

とてもいいご質問かと思います。何か1つでも例が入ると、先ほどの事務局からの説明にも、しっかりと繋がってくると思います。事業者提案のことなので、実現できるかは別ですが、イメージをしやすくするために何かをご例示いただければと思います。

【事務局】

大東市で川村義肢さんという義肢装具の会社がございます。パラリンピックのアスリートに対してウィルチェアラグビーで使用するような車いすを提供されているのですが、例えばそういう企業さんと連携したプロジェクト学習を実施し、ウィルチェアラグビーに触れて学びを深めることで、最終的にパラリンピックのスポーツトレーナーをめざす、といった夢に繋げていくような教育というものを提供できたらと考えているところです。

【東坂市長】

委員がおっしゃるようなブレイクスルーを強要するのではなくて、探求的な学習の機会をもって、新たな世界や新たな気づきを提供したいということですね。

【水野教育長】

経過のところ、令和2年8月4日にこの議論が始まったという記載がありますが、その際の背景についての説明を私から皆さんにさせていただきます。コロナ禍における学びを止めないために、オンラインを活用した事業が必要である、ということから議論がスタートしたかと思うのですが、今、約一年半が経ち、実はこの背景の部分がずいぶん変わってきているという認識を共有したいと思っております。

例えば、民間事業者インターネットを活用した学びを求めるという部分は、当時は議論の中で、民間の作った動画を教育に活用できたら、公教育でも助かるという議論があったかと思えます。しかし今、令和4年度のはじめにおいて、公教育の現場では当たり前のようにインターネットや動画を活用した授業が行われております。コロナ禍の学びを止めないということも、環境的には整っているという認識です。さらに、義務教育課程のところ、AIドリルのお話も出てきましたが、これは本年度、予算を計上し、全ての中学校で実験的にAIドリルを導入させていただいているところです。

ですので、令和2年8月4日から、今の大東市の公立学校のオンライン状況は大きく変わったのだという認識をまず共有いただきたいと思います。その上で民間事業者に求めるのは、「それを超える何か」です。中野委員の質問にもあったような、例えばこういうことは公立学校ではできないですよという、プレゼンテーションが今ここであれば、すごくイメージがしやすいかなと思っております。

もう1点、令和2年8月4日に私が発言した内容ではあるのですが、当時は通信制の中学校は法律的には難しいというところをお話させていただきました。そこから一年半が経ち、事業の形をお示しいただいて、次に気になるのが、果たしてこの形は法的に大丈夫なのだろうかというところです。例えば、憲法第26条に「全て国民は法律の定めるところによりその保護をする子女に普通教育を受けさせる義務を負う」と書かれており、学校教育法17条にも、保護者の就学義務というものも明記されています。しかし、教育機会確保法には不登校の子どもには学校外での多様な学びの場を提供することが目的化されています。となってくると、最終的に特区制度などを利用して1条校に認定されれば、これは法的にクリアされると思いますが、そこに至る過程では、現行法の枠組みの中で運営していくことになると思います。果たしてここに法的課題は何かあるのかいうところが気になります。今日すぐには難しいと思うのですが、次回会議までにこの辺りの整理をお願いしたいと思っております。

【東坂市長】

今の2点について何かコメントはありますか。

【事務局】

1点目の、公立学校ではできない何かという部分につきましては、例えば公立学校では、時間割の存在や通学が大前提となっているかと思いますが、ここでは子どもの状況に合わせて、通学せずに家で勉強ができることや、通学した場合でも1限目から6限目まで授業時間中ずっと座って同じスピードで学ぶというものではなく、例えば早くできる子は少しでも学習時間を短くし、空いている時間で先ほどご説明した探求の授業などを進めていけるようなカリキュラムなど、そういったものをご提案いただけたらと考えているところでございます。

また、法的に大丈夫かという部分につきましては、既に不登校になっているお子さんに対しては、教育機

会確保法で、新しい教育の場を提供することは認められていると思いますが、私たち行政がこれから作ろうとしているスクールが、お子さんに対して不登校を勧奨するような内容と取らえられる可能性があることが、果たして法的に問題ないかについては、今後大東市の顧問弁護士等に相談しながら研究して参ります。

【東坂市長】

説明資料2ページ分について、ある程度の内容確認と疑問の整理は終えたとさせていただきたいと思えます。本事業は非常に画期的な取組であって、前例のない取組であるところから、内容についての不確定要素が大きいです。逆に言いますと、不確定要素が大きい部分で、こちらが欲しい要素を自由に示して、事業者に求めていくこともできるわけですね。こういったもの、という枠組みがないだけに、枠組みを我々が作って、こう実現したいというようなニーズを整備することができるということかと思えます。これから事業者を募集し、提案を受ける中で教育委員の皆様方には、こういった提案をいただきたいというようなものを、ある程度イメージしていただければと思っています。その辺をぜひご理解いただいた上で、本日の論点の整理を事務局から一旦いただき少し議論をして、次回に繋げていきたいと思えます。事務局の方で論点整理をお願いできますか。

【事務局】

令和2年度第1回総合教育会議に端を発し、検討を続けてまいりました公民連携教育事業の取組につきまして、「オンラインを活用した」「新たな学びの選択肢」として、今後公募型プロポーザルにご応募いただく事業者に期待する事項や、今後検討すべき事項についてのご意見を賜りたいと考えております。

【東坂市長】

コロナの初期に学校が休校になりました。子どもたちは学校に通えない中で、いかにコマ数を充足させるか、教育のエアポケットを作らずに、教育カリキュラムを実現するかこういったことに苦労した時期がございました。休みを短縮して、コマ数を埋めて、なんとかその学年の年度末までに、その学年を完了させたご苦労は教育現場の皆様方をはじめご家庭の皆さんや地域の皆さんにも、連帯感を持って協力していただいたことで達成できたものと思っております。そのときにも、新たな手法を加味することで、こういった不測の自体においても、教育の欠損が起こらないようにすべきだという議論があり、先ほどの教育長のお話に繋がっていくと思えます。

その上で、令和2年度第1回の総合教育会議から1年半が経過し、現状が大きく進化した中ではありますが、オンラインを活用した、あるいは新たな学びの選択肢、こういったキーワードを持って今後提案してこられるだろう事業者の提案内容について、先ほど申し上げたニーズやウォンツを整理できればと思えます。まだ何の色もついていない、形もできていない公民連携教育の色や形を、ある程度我々でリクエストし、それらのリクエストに寄り添うものを提案いただいた上で、実現化していきたいと思えます。全く突拍子もないものが来た際に、必ずしも受け入れなければならないわけでは決してないので、受け入れるべき方向性について、今の段階で、委員の皆様がお話できる範囲の中で、ご意見を賜れたらと思えます。非常に難しいご発言になろうかと思えますので、教育長からご発言をお願いして、各委員

それぞれからご意見をいただき、次に繋げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【水野教育長】

教育の選択肢を広げていくという理念は、私も進めていただきたいというところがあります。しかしながら、公教育にとってマイナスの存在になってしまえば、元も子もないと思っておりますので、やはり公立学校ではなかなか力を発揮できなかった子たちが、何かしらの学びの機会で成長していくというところのアイデアを、民間事業者にもぜひご期待したいところであります。

【東坂市長】

他にご意見やご要望などありましたらお願いいたします。

【太田委員】

新たな学びの選択肢ということで、今教育長も仰いましたが、やはりいろんな選択肢が子どもたちに与えられるべき、ということについては大いに賛成でありますし、夢があると思っております。一方で、学校経験者としては、いわゆる公立学校で本来これができるのであれば、こういった問題も出てこなかったのかなという寂しさもあります。今日お聞きして、イメージは少し膨らんだものの、やはり自分の頭の中ではざっくりしたものに終わっています。最終的に問題になってくるのが、公募の仕方かなと私は思っています。例えば公募に際し、いろいろな考え方のスタートの一つとして、公立学校に通いながら昼からフリースクールに通うというような提案が可能となるのか、それは絶対にまずいのか、その部分だけちょっと整理をしておきたいなと思っております。

【中野委員】

このスクールをやろうとしていること自体は、僕も教育長と同じで、プラスには考えています。要は中身の問題です。事業者に期待することということですが、中学校3年間ここで培ったことを、次に確実に繋いでいただかないといけない。事業者はやりっぱなしで、その後の子どもの人生に大きく傷を負わすことにならないようにしなければなりません。そういう観点から言うと、先ほど質問させていただいた、財源がどれぐらい必要になってくるのかというのは、事業者選定の際にそれだけの現預金を用意できるかのチェック項目に入ってくるかと思っております。であれば、ある程度市としての事業予算はこれぐらいの経営規模になり、いくらほどの予算がかかるかという部分は、今後検討すべき事項に繋がってくるのかなと思っています。

もう一步踏み込んで言うと、公的な機関がすることなのでなかなか言いにくいところあるのかもしれませんが、やはり水面下で確定イメージを持たれていた方がいいのかなと思っております。仮に不登校の方を主な対象にするのであれば、不登校の方の支援が中心のコアになりますね。その周辺に、不登校とは全然関係ないけれど探求心が強い子とか、一つのことに集中できる子もターゲットに含まれてきますよ、となるのか、そのあたりの優先順位を整理して説明していただけると、もう少し、応募した事業者を選定する際の判断基準に繋がってくるので、次回の資料としてあれば助かるなと思っております。

【東坂市長】

今の流れで言いますと、公民連携事業というのは、民はパブリックマインドを持って参画してくれるわけですが、参画するメリットを求めてくるはずなんです。教育分野でない公民連携事業を考えますと、公的資源を活用して、我が社の発展や我が社の収益に繋がるというところを目標に、参画してきてと思います。そこにパブリックマインドは必要ですね。この公民連携教育になると、その民間事業者がどういったメリットを求めてやってくるのか、収益が上がるのか、あるいはここでの教育対象者がその後自分の事業体に参画してくるのか、あるいは就職先などに事業者の関連のところへのパイプができるのか、何かメリットを求めて参画してきてと思います。一番簡単なのは収益性が上がる、これで儲かるというところがわかりやすいわけですが、義務教育の部分については市が持って、それ以外のところは自分でファイナンスを準備してやりなさいとなると、ファイナンスを準備して収益を上げるためには、ご家庭からどれだけの学費を取るのかということになりかねません。こういったところがなんとなくすっきりしないので、先ほどから中野委員は質問を繰り返されているのだと思います。その部分については、事業者はその意図を明確に表現した上で、申し込みをしてもらう必要があるのかなと思います。

【田中委員】

1枚目の全体像②の中で「卒業後のキャリアにおいてどの分野に進む場合にも共通して必要となるもの」と書いている4項目がありますが、これは果たして中学生で必要なことなのか考えています。「私は」今やりたいことがある、「私は」いろんなことをやってみたいと思う、とすべて自分のことですよ。自分の考えを持つことはすごく大切なんだけど、人づくりってこれだけじゃないと思っていて、多分自分の考えを持ちながら、これから中学を卒業するにあたって、自分は他者と関わっていくというところまで求めていかないと、自分よがりになってしまうんじゃないかなとすごく思ってしまっただけです。いろんな個性を持ったお子さんが入学する20名の中に入ってくるんだろうなと思いますが、学校で息苦しいとか学校がなかなか合わないと思うお子さんにもいろんな生徒さんがいて、例えば、勉強がすごくできるけれども、今の学校生活が物足りない、もっといろんなことがしたいし、有効に時間を使いたい、だからこの学校を選んだという子もいるのかなと思います。でも片や、不登校になっていて、もうほとんど勉強がわからない。そういう子が新たな世界を求めてこの学校に入りたいと考えるかもしれない。そういったように、子どもたちの生き方や考え方にはとても差があると思いますが、どうやってこのバランスをとっていくのかなと思いました。

また、私が最初に思い描いていたのは、夢や志をしっかり持ち、自分で有効に学校の時間を使いながら、この探求的な学習プラスアルファ自分のやりたいことをやらせてほしい、そういうお子さんも集まってくるのかなと思っていました。でも今日話を聞いていると、どうも不登校のお子さんが中心なんだなと感じ、やはり最初にどんな中学生を育てたいのか、その目標像が少し物足りないかなという気がします。やはり人づくりは、社会性や社会人としてどんな人間になってほしいのかというところが最終的に大切だと思うので、そういうところもプラスしたフリースクールをめざして行ってほしいなと思いました。

【東坂市長】

全体像の中で、本市として事業者にざっくりと全体像を提示しているから、なんとなくピントが合わないのでしょうか。事業者がそれに対して、端的にこんな全体像を作りましたと展開していただいた時

に、はじめて合う/合わないと判断できる材料が出るのだと思いますが、今市側の発信で詳細までお示しできないというところが、田中委員が不足だと感じる部分へ言及しきれていない要因でもあるのかなというふうに思います。

とはいえ、白紙のまま提案をいただくところに至りますと、事業者が何を言う、何を言わないかわかりませんので、こういった田中委員のご意見はある程度ニーズとして持っているということについて、いかに事業者に伝えることができるかということについては、残された時間の中で事務局に検討していただく必要がありますのでよろしくお願いします。

【齊藤委員】

対象者の中に、自律的に学習ができ、ほかの子どもや大人と対話・協働ができること、と書いてありますが、これがこれからできるようになること、またはできなくても、社会に出ていけることを教えてもらえるのが、この学校のいいところなのかなと思っていました。ですので、対象者に既に大人と対話・協働ができることと書かれていることは、とても違和感があり、そういったことを子どもに寄り添って教えていただける民間事業者に手を挙げてほしいと思いました。協働ができなくても、社会で生きていく力というか、みんながみんなコミュニケーション抜群にならなくてもいいと思うので、コミュニケーションが苦手な子たちも違う力をつけるなど、そういったことを学ぶのがこの学校なのかと、資料を読んでいて思ったので、やはりこの対象者の事項には違和感があります。

民間事業者に期待することは、私は公民連携がすごく好きで、様々な事業を見てきているのですが、教育となると利益を出すこともなかなか難しいかなと思うんですけれども、やはり大東市がつくる、大東市がお金を出しているということを、当たり前ではありますが、大切にしてくれる事業者がいいなと思います。それと、大東市の子どもを育てたいと願ってくれるところが出てきてくれたらいいなと思います。

【東坂市長】

対象者の中で、その項目を対象にしてしまったら、端からできる子ばかりが集まってくるということになりかねませんので、ご指摘の通りだと思います。そういうことの実現を望む子であればいいのであって、既にできる子に限定するのは対象者の書きぶりとしては良くないかもしれません。

また公民連携が教育にどう活かされるのかに対する期待や不安が渦巻いているかと思いますが、委員の皆さんの不安を払拭するような提案が、事業者から出てきて初めて我々の腑に落ちる段階に行くと思うので、ここでいろいろな条件を決めていくというよりは、出てきた提案が条件にいかにか合致しているか、我々の思いをどれだけ理解した上での提案なのか、あるいはその我々のニーズを持ってアレンジをしていただける余地があるのかどうか。この辺が、事業者選定の大きな鍵になってくるということについては、おそらく皆さんの共通したご意見であると思います。それを踏まえた形で、サウンディングや公募に入っていていただいて、応募事業者の真意や本意を、まとめて絡めとっていただければと思いますが、最後にこれだけは説明を上書きしたいということなどはありますでしょうか。

【水野教育長】

公民連携教育事業の絵を描いて事業を構築していくことは、本当に事務局は大変だったと思います。こ

れを実現に向けて進めていくときに、おそらくバランスに意識を置きすぎると、公教育に近づいてしまうと思います。学校教育は相当にバランスよく考えられた仕組みです。しかしその中でもグラデーションがなかなかできてなくて、誰1人取り残さない教育は行っているものの、結果として取り残されている子どもがいるのが現状です。となると、今回のこの公民連携教育事業というのは、バランスではなくて、「これができます」というものと同時に、「これが公教育ではできているけれども、ここではできない」という視点も結構大事なのかなと思います。できることをPRするだけでなく、逆に突き抜けた分ここができないという部分も、おそらく民間事業者選定の際には、ポイントになってくるのかなと思いますので、意見として出させていただきます。

【東坂市長】

ありがとうございます。他にもいろいろあろうかと思いますが、本日の意見の取りまとめはこの程度で収めたいと思います。

それでは、いじめに関する報告について事務局お願いします。

【事務局】

教育委員会事務局より、いじめに係る状況について口頭でご報告申し上げます。各校より報告がありました昨年度のいじめの認知件数は、小学校で1489件。中学校で165件となっております。一昨年と比較しますと小学校、中学校とも認知件数はやや減少しています。いじめの認知につきましては、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義に基づき、積極的な認知を進めてまいりました。その結果、小学校中学校合わせた件数は平成30年度と比べますと約10倍になっており、いじめ防止対策推進法の趣旨を捉えた認知が定着しているものと認識しております。

各校においては定期的なアンケートの実施はもとより、日々の相談体制の充実を図ることや児童生徒間のトラブルが生じた際の当該児童生徒の気持ちに寄り添った指導を心がけることにより、いじめの見逃しゼロをめざして学校体制作りに力を入れているところでございます。報告をされている事例を見ますと、例えば、ある中学校の事例では、休み時間にお互いが筆箱を隠し合うなどのふざけあいから叩きあいに発展してしまうということがあり、その後、複数の教員で丁寧に関係する生徒に話を聞き、その生徒の嫌な思いをしたという気持ちに寄り添いながら指導を進めていきました。その結果、単なる喧嘩としてではなく、お互いによるいじめとして認知し、その後2人の関係性はどうかなど、定期的に懇談をしながら見守りを続けております。

また、小学校の事例では、ある児童が欠席をした際に、その日のうちに担任教員が家庭訪問し、話を聞く中で、クラスメイトから乱暴な言葉をかけられていること、また、グループLINEで悪口と捉えられるような書き込みをされていたことを学校が把握し、その後、校内のいじめ対策委員会で内容を共有し、複数の教員で関係児童に聞き取りを行い、内容画面のスクリーンショットを保存した上で、被害児童の保護者の意向を確認しながら、関係児童の指導および保護者への連絡を行いました。そしてその後、当該学年では担任教員が、各クラスで、情報モラルに関する学習を行いました。このように、いじめ事案を認知した場合には、早期に組織での対応に努め、場合によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や関係機関とも連携をしながら、指導や謝罪などにより、一定の解決を経たものについても、その後の丁寧な見守りや、定期的に声をかけることに努めております。

なお、いじめのアンケートからは、いじめられているのを見たことがあるという回答が減少しております。このことは近年、SNS上など、インターネット・スマートフォンに関するいじめが増加しており、いじめが周りから見えにくくなっている可能性も考えられます。また、インターネットに関するいじめの件数も小学5・6年、中学校よりも小学3・4年生の方が多くなっています。これらのことも踏まえまして、学校では、早いうちからメディアリテラシーや、情報モラル教育、保護者への啓発に取り組んでおります。

また併せてコロナ禍で、人とのコミュニケーションの機会が以前より少なくなっているとも言われています。感染症対策を取りながらできる、教員と児童生徒、児童生徒同士の繋がりを深めていく取組を進めるよう、教育委員会としましても指導および支援を図っているところでございます。

【東坂市長】

いじめは肉体的のみならず精神的にも人を追い込むものですので、アンテナを張って、止めていただきますよう、今後ともよろしく願います。他に何かご報告等ございませんでしょうか。それでは、本日の議題はこれをもって全て終了とさせていただきますので、事務局進行をお願いします。

【事務局】

東坂市長ありがとうございました。長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきありがとうございました。公民連携教育につきましては、今後ともご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それではこれをもちまして、令和4年度第1回総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上

令和 4 年 6 月 20 日

大東市長

東坂 浩一

大東市教育委員会 教育長

水野 達朗